

定 款

株式会社 ベルチャイルド

平成14年	7月	1日	作成
平成19年	2月	1日	変更
平成19年	4月	23日	変更
平成20年	8月	9日	変更
平成24年	3月	16日	変更
令和 3年	5月	24日	変更
令和 6年	6月	26日	変更
令和 7年	6月	26日	変更
令和 7年	9月	1日	変更
令和 7年	10月	29日	変更

第1章 総 則

第1条(商号)

当社は、株式会社ベルチャイルドと称し、英文では、BellChild Co., Ltd. と表示する。

第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの制作及び販売
2. コンピュータハードウェアの販売
3. コンピュータに関する修理及び保守点検サービス
4. コンピュータ及び関連機器の操作、利用に関する指導業務
5. コンピュータによるデータ入力及びそれに伴う事務処理
6. インターネットのホームページの企画、制作及び管理
7. インターネットを利用した通信販売
8. コンピュータ・インターネットに関する書籍の出版
9. 一般労働者派遣事業
10. コンピュータ及び関連機器、通信・情報処理に関する機器の販売
11. 経営コンサルティング及び情報システムに関するコンサルティング
12. 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条(本店所在地)

当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

第5条(公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、2,208,000株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条(株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及

び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条(株式取扱規程)

当会社の株主権行使の手続き、その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 12 条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条(招集権者及び議長)

1. 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条(電子提供措置等)

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条(決議)

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条(議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条(員数)

当会社の取締役は、5 名以内とする。

第 19 条(選任方法)

1. 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条(任期)

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第 22 条(執行役員)

1. 取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。
2. 取締役会の決議によって、執行役員の中から、社長、専務、常務及びその他の役付執行役員を定めることができる。

第 23 条(取締役会の招集権者及び議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条(相談役及び顧問)

取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第 29 条(取締役の責任免除)

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む)や監査役の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

第 30 条(員数)

当会社の監査役は、2 名以内とする。

第 31 条(選任方法)

1. 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条(任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条(監査役の責任免除)

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第35条(事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条(剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第37条(中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第5条(公告方法)の変更及び第15条(電子提供措置等)の新設は、当社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本条を削除する。

株式会社ベルチャイルド
代表取締役 藤 田 好 邦